

中小企業の事業再生等に関するガイドラインについて③  
 ～廃業型私的整理手続について～

1 はじめに

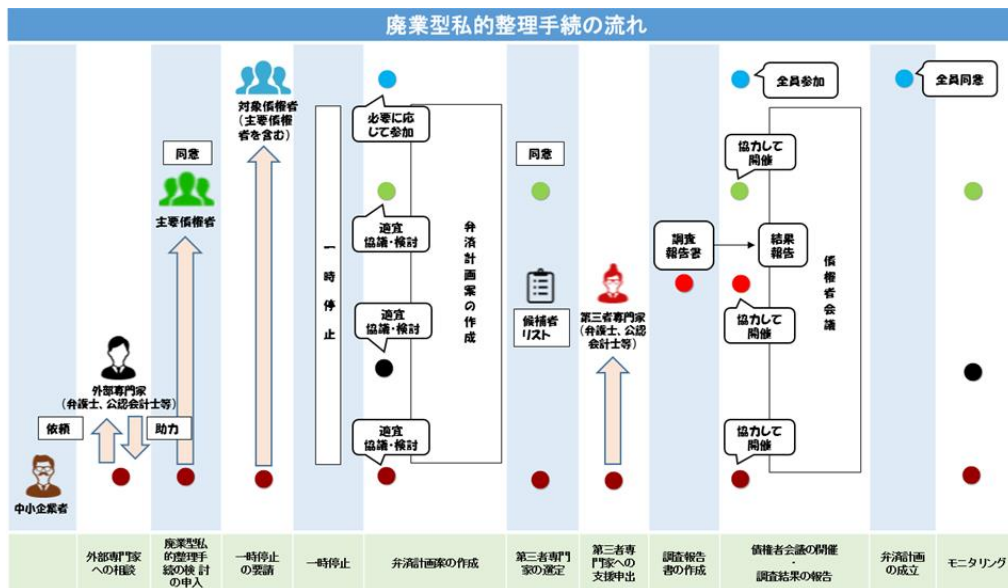
本稿では、令和4年4月15日から適用が開始された「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の第三部に定められた「廃業型私的整理手続」（以下「廃業型私的整理手続」といいます。）についてご紹介いたします。

2 「廃業型私的整理手続」について(本ガイドライン・第三部)

(1) 廃業型私的整理手続の関係者と手続の流れ(概要)

本手続に関与する関係者及び廃業型私的整理手続の流れの概要は以下のとおりです。対象債権者としてリース債権者が明示的に含まれているのが、廃業型私的整理手続の特徴です。なお、対象債務者に関する留意点は、[前稿](#)をご参照ください。

本手続に関与する関係者	
対象債務者	自助努力のみによる事業再生が困難な中小企業者
対象債権者	原則として金融機関、信用保証協会、サービサー等及び貸金業者。ただし、必要な場合はその他の債権者を含み、廃業型私的整理手続ではリース債権者を含む
主要債権者	対象債権者のうち、金融債権額(廃業型私的整理手続の場合は、リース債権者を含む)のシェア50%以上となる単独または複数の対象債権者
外部専門家	対象債務者のアドバイザーである弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家
第三者支援専門家	弁護士、公認会計士等の専門家であって、再生型私的整理手続及び廃業型私的整理手続を遂行する適格性を有し、その適格認定を得たもの(候補者のリストが作成・公表される)



## (2) 廃業型私的整理手続の実際の流れや特徴等

以下においては、廃業型私的整理手続の実際の流れや特徴等をご紹介します。

### ① 廃業型私的整理手続を選択する状況

廃業を検討する中小企業者が外部専門家(弁護士・公認会計士等)に相談を行い、破産手続を選択する場合と比較し、私的整理手続による方が資産等の毀損が少なく、中小企業者と対象債権者双方にとって相当性や合理性がある場合かつ廃業型私的整理手続の要件を満たし得る場合に、廃業型私的整理手続を検討します。

また、再生型私的整理手続を進める中で、事業再生計画案の作成中や、事業再生計画の成立後のモニタリング中等、第三者支援専門家や主要債権者等において、事業の継続可能性が見込まれず、廃業を選択することが適切と判断され、かつ、中小企業者からも廃業の申出があった場合にも、中小企業者、第三者支援専門家、主要債権者の協力により、対応策の一つとして、廃業型私的整理手続の適用を検討することとなります。

再生型私的整理手続から廃業型私的整理手続に移行する場合で、かつ、主要債権者全員からの合意を得たときは、中小企業者及び外部専門家は、廃業型私的整理手続の途中段階から手続を行うことができ、併せて、必要に応じて再生型私的整理手続の検討時に関与した第三者支援専門家の支援を継続して得ることができます。

### ② 廃業型私的整理手続の申出

中小企業者が外部専門家に相談して依頼し、主要債権者に廃業型私的整理手続を検討している旨を申し出ることから廃業型私的整理手続はスタートします。

これを受け、外部専門家は、主要債権者の意向を踏まえ、中小企業者の資産負債及び損益の状況の調査や、弁済計画策定の支援等を開始します。

### ③ 一時停止の要請

②記載の検討を経た後、必要な場合において、中小企業者及び外部専門家は主要債権者全員からの同意を条件として、一時停止の要請を行うことができます。一時停止の要請においては、要請期間の終期を明示する必要があるとされています(「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&A(以下「Q&A」といいます。))のQ84をご参照ください。)。なお、本要請は、原則的には支払停止・銀行取引約定書における期限の利益喪失事由に該当しないとされています(Q&AのQ85)。

一時停止の要請を受けた対象債権者は、①一時停止の要請が書面によるものであり、かつ、全ての対象債権者に同時に行われていることや、②中小企業者が誠実に対応し対象債権者との間で良好な取引関係が構築されていること、といった要件を満たす場合は、一時停止の要請に誠実に対応するものとされています。

対象債権者が一時停止に応じた場合、相当期間内に弁済計画案(④に詳述)が提示されない場合や、弁済計画案の策定状況について適切な経過報告が行われない場合に、対象債権者は一時停止を終了させることができます。

#### ④ 弁済計画案の立案

廃業型私的整理手続が開始されると、中小企業者は、外部専門家の支援を受け、また、必要に応じて主要債権者と協議を行いながら、弁済計画案を策定します。

廃業型私的整理手続における弁済計画案では、以下のような内容を盛り込むことが必要とされています。

イ 自助努力が十分に反映されたものであるとともに、以下の内容を含むものとする。

- ・ 企業の概況
- ・ 財務状況（資産・負債・純資産・損益）の推移
- ・ 保証人がある場合はその資産と負債の状況
- ・ 実態貸借対照表
- ・ 資産の換価及び処分の方針並びに金融債務以外の債務の弁済計画、対象債権者に対する金融債務の弁済計画
- ・ 債務減免等を申請する場合はその内容

ロ 弁済計画案における権利関係の調整は、対象債権者間で平等であることを旨とし、債権者間の負担割合については、衡平性の観点から、個別に検討する。

ハ 破産手続で保証されるべき清算価値よりも多くの回収を得られる見込みがある等、対象債権者にとって経済合理性があることとする。

ニ 必要に応じて、破産手続によるよりも、当該中小企業者の取引先の連鎖倒産を回避することができる等、地域経済に与える影響も鑑みた内容とする。

「資産の換価及び処分の方針並びに金融債務以外の債務の弁済計画、対象債権者に対する金融債務の弁済計画」、「破産手続で保証されるべき清算価値よりも多くの回収を得られる見込みがある等、対象債権者にとって経済合理性があること」の具体化として、対象債権者宛の具体的な弁済率や弁済時期を明記する必要があるとされています(Q&A の Q87)。

また、「対象債権者に対する金融債務の弁済計画」について、原則として対象債権者に対する金融債務の弁済が全く行われたい弁済計画は想定されていませんが、清算価値がゼロである場合等、金融債務に対する弁済ができない場合も想定されるため、そのような場合には、金融債務の弁済が全く行われたい弁済計画案も排除されないとされています。但し、この場合は、当該計画案に対象債権者にとっての経済合理性があることの説明及び調査報告が必須とされています(Q&A の Q90)。

なお、再生型私的整理手続においては、事業再生計画案の策定において第三者支援専門家との協議が予定されているのに対し、廃業型私的整理手続では、ガイドライン上では、弁済計画案の策定においては第三者支援専門家の参加が予定されていません。もともと、検討の初期段階から第三者支援専門家を選任することを否定するものではないとされています(Q&A の Q91)。

## ⑤ 弁済計画案の調査報告

④で策定した弁済計画案の調査報告に際して、中小企業者は、外部専門家とともに、第三者支援専門家の候補者を選定します。

再生型私的整理手続と同様、第三者支援専門家は弁護士や公認会計士等が候補者としてリストアップされています。

[第三者支援専門家候補者のリスト（中小機構（全国本部）分）はこちら](#)

[第三者支援専門家候補者のリスト（事業再生実務家協会分）はこちら](#)

第三者支援専門家は、中小企業者及び対象債権者から独立した公平な立場で、中小企業者と外部専門家が作成する弁済計画案の内容の相当性及び実行可能性等を調査し、調査報告書を作成して対象債権者に提出する役割を担います。債務減免等を要請する内容の事業再生計画案を立案する場合は、第三者支援専門家には弁護士が必ず含まれなければならないとされています。

第三者支援専門家は、弁済計画案について、以下の内容を対象として上記調査を行います。

- イ 廃業の相当性
- ロ 弁済計画案の内容の相当性
- ハ 弁済計画案の実行可能性
- ニ 債務減免等の必要性
- ホ 債務減免等の内容の相当性と衡平性
- ヘ 破産手続で保障されるべき清算価値と比較した場合の経済合理性
- ト 地域経済への影響（弁済計画案に記載がある場合）

## ⑥ 債権者会議の開催と弁済計画の成立

弁済計画案の作成後、中小企業者、主要債権者、第三者支援専門家の協力の下、原則として全ての対象債権者による債権者会議を開催します。

債権者会議では、第三者支援専門家から、弁済計画案の内容の説明及び上記⑤の調査結果の報告が行われます。

なお、債権者会議の開催は必須ではなく、持ち回りによる実施等も妨げられません。

## ⑦ 全対象債権者の同意による弁済計画の成立

全ての対象債権者が同意し、第三者支援専門家はその旨を確認した時点で弁済計画は成立し、効力が生じることになります。

なお、対象債権者が弁済計画案に対して不同意とするときは、速やかにその理由を第三者支援専門家に対し誠実に説明するものとされています。これは、対象債権者による不

合理的な不同意を回避することを目的としたものであり、弁済計画案に対する合意形成を促す仕組みと評価できます。

弁済計画案について全ての対象債権者から同意を得ることができないことが明確となった場合には、第三者支援専門家は、廃業型私的整理手続を終了させるものとするとしています。また、廃業型私的整理手続が終了したときは、対象債権者は、一時停止を終了させることもできるとされています。

#### ⑧ 保証債務の整理

中小企業者が廃業型私的整理手続を実施する場合において、対象債務に係る保証人（多くは中小企業者の代表者が想定されます。）が保証債務の整理を図るときは、誠実に資産開示をするとともに、原則として、経営者保証に関するガイドラインを活用する等して、主債務と保証債務の一体整理を図るよう努めることとされています<sup>1</sup>。

#### ⑨ 弁済計画成立後のモニタリング

弁済計画が成立した後は、外部専門家と主要債権者が、弁済計画の達成状況等についてモニタリングを行います。

#### ⑩ 弁済完了、法人格の消滅

弁済計画の履行後、中小企業者は原則として通常清算により法人格を消滅させることが予定されています。法人格を消滅させる手段としては、この他に特定調停手続や特別清算手続の利用も想定されており、法人格消滅の手段を弁済計画案に記載することが望ましいとされています(Q&AのQ83)。

### 3 小括

以上が廃業型私的整理手続の大まかな流れや特徴等となります。

大江橋法律事務所では、中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき、再生型私的整理手続や廃業型私的整理手続を用いた私的整理手続を行うことを選択肢の一つとし、中小企業者の再生・廃業支援を行ってまいります。

(作成日:2022年6月10日)

文責:弁護士法人大江橋法律事務所

弁護士 [野上 昌樹](#)

弁護士 [和田 祐以子](#)

---

<sup>1</sup> 経営者保証の取扱いについては、平成26年2月から「経営者保証に関するガイドライン」、「経営者保証に関するガイドラインQ&A」の運用が開始されており、令和4年3月には「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」が公開されました。

本稿は法的助言を目的とするものではなく具体的案件については別途弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本稿記載の見解は執筆担当者の執筆当時の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。